

# 新型コロナウイルス感染症に係る消防局の取組



## 新型コロナウイルス感染症に対する業務継続計画

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に京都市内で初めての感染者が確認されて以降、京都市内においても感染が拡大しました。

災害現場活動を行う消防局では、感染拡大による救急需要の増大や消防職員が感染した場合の出勤制限等による消防力の低下が危惧されたことから、職場内での感染拡大防止や必要な消防力を速やかに確保するための業務継続計画を策定しています。

## 業務継続計画の構成

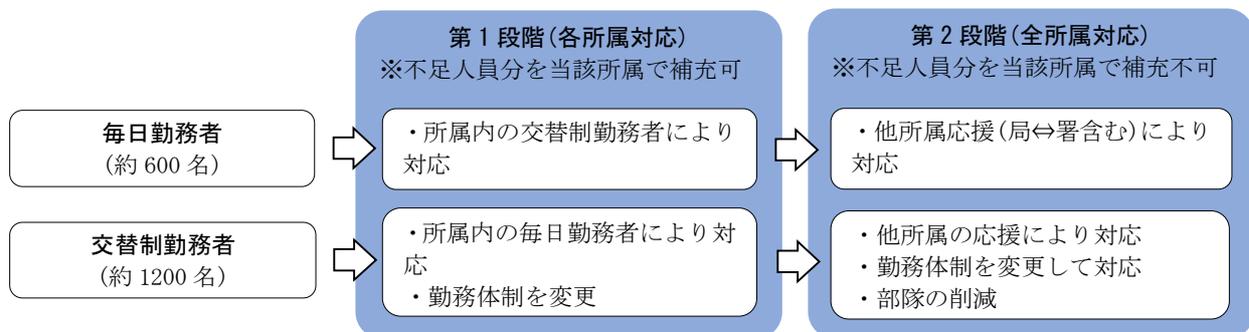
### ■ 初動対応

職員が感染した場合や濃厚接触者となった場合など、予想されるパターンごとに自宅待機措置や庁舎内の消毒の要否について、一覧で記載しました。

また、日常的な感染防止措置を含む事前対応から、職員が感染した場合の連絡体制、当該職員に対する措置内容、庁舎内の消毒方法など、各所属が実施する事項を網羅的に示しました。

### ■ 業務継続

職員が感染した場合、当該職員とは別に一定数の職員が濃厚接触者等として出勤できなくなることから、業務継続に係る要員確保の方法を段階的に示しました。



また、消防指令センターや予防部指導課など、特別な業務経験が必要な所属については、過去の経験者を事前に指名するなど個別の業務継続計画を策定しました。

### ■ 新型コロナウイルス感染症に係る基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症は新たな感染症であり、感染力や毒性などについて明確な知見がないことから、感染予防や消毒の方法、濃厚接触者の定義など、様々な情報が変動してきました。

そこで、業務継続計画の前提となる新型コロナウイルス感染症に係る基本的事項について、厚生労働省や関係機関の示す資料、保健福祉部局の助言等を取りまとめた資料を職員向けに示し、随時更新するとともに、実際に消防局内で感染者が発生した際の所属内の対応経過等について、具体的な対応例を示し、周知しています。

## 非対面型市民指導

### ■ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた訪問防火指導・防火安全指導

消防局では、高齢者宅や各住宅等を個別訪問し、火災予防や防災に関する啓発、住宅用火災警報器の設置状況の確認などを行うため、訪問防火指導・防火安全指導を実施しています。特に、自力で避難が困難な方がお住まいの住宅では、安全な就寝場所や二方向避難の確保など、直接お話をさせていただく対面方式で実施していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、対面方式を自粛し、広報ビラの投函や、インターホンを活用した非対面方式で実施しております。

これからも、社会情勢に応じた方法で、市民の皆様の安心・安全な生活のために取組を行ってまいります。

## 新型コロナウイルス感染症に対する救急体制

### ■ 感染防止対策

救急隊員は、新型コロナウイルス感染症の流行前から、全ての救急現場活動において、感染防止衣、マスク等を着用し、万全の感染防止対策を実施しています。

感染防止用器材には、マスク、使い捨て手袋、消毒薬などがありますが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、世界的に感染防止用器材の需要が増加し、継続的な調達が困難となりました。そのため、令和2年度に備蓄基準を見直し、感染防止器材の備蓄量を増加しました。

また、救急車内の消毒を行うオゾンガス式消毒器を、市内の各消防署等に合計14台整備し、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、更なる安全性の確保に努めています。

### ■ 新型コロナウイルス感染症患者対応

新型コロナウイルス感染症患者の対応は、京都府や保健福祉局等と連携し、緊急性の高い患者や保健福祉局の移送能力を超えるような状況が生じている場合は、感染防止対策を実施し、救急隊による患者等の移送にも対応しており、令和3年度中に2,000人以上の新型コロナ陽性者を救急搬送しています。

【令和3年度中の新型コロナ陽性者の救急搬送状況】(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
128	210	31	35	618	214	11	6	3	231	567	105	2,159

また、搬送先の病院が決まらないことで現場活動時間が長くなる救急搬送困難事案については、各医療機関や京都府医師会等と連携し、府入院医療コントロールセンター入院待機ステーションとの情報共有を密に行うことにより、早期の受入れ先確保に努めています。



# 令和4年京都市消防出初式



京都市消防局では、1年間の無火災と市民の皆様の安心・安全を願い、毎年1月に「消防出初式」を実施しております。昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、令和4年は感染対策を十分に図ったうえで、消防職団員及び来賓等の関係者のみと規模を縮小して開催しました。また、55年ぶりに開催場所を変更し、これまでの岡崎公園前（昭和42年～令和2年）から、京都市消防活動総合センターに移して開催することになりました。

当日は、来賓の方々に対して、消防職団員による車両・徒歩分列行進や同センターの訓練施設を存分に活用した迫力ある訓練を通じて、あらゆる災害に立ち向かう「京都消防」の力強さを披露しました。さらに、御来場いただけなかった市民の皆様に対し、当日の式典の様子をインスタライブによるLive配信やYouTubeによる動画配信を行いました。

## 実施概要

- 1 実施日時  
令和4年1月9日（日）午前10時00分～同11時20分
- 2 実施場所  
京都市消防活動総合センター
- 3 実施内容  
車両・徒歩分列行進（消防職員・消防団員）  
消防部隊による警防訓練 等
- 4 参加車両等  
消防車両30台 ヘリコプター2機
- 5 参加者  
消防職員・消防団員 約550名

## 式典の様子

### ○車両分列行進（消防車両・消防団車両）



### ○徒歩分列行進（消防職員・消防団員）



○部隊観閲・挨拶（門川市長・山内消防局長）



○消防部隊による警防訓練



〈動画のリンク〉

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000198633.html>



二次元コード

# 民間企業と連携した消防広報



## ■ オリジナルブックカバーを限定配布

京都府書店商業組合様等にご協力いただき、オリジナルブックカバーを作製しました。年末防火運動期間となる12月15日～31日の期間限定で、同組合加盟店において配布し、購入客等へ火の用心を呼び掛けました。

広報スペースを活用し、特設コーナーを設けていただいた書店もあり、購入客等への防火啓発を呼び掛けました。



書店内の特設コーナー

オリジナルブックカバー

## ■ 消防車「カルネ」の限定販売

令和3年秋の火災予防運動及び令和4年春の火災予防運動の期間中、京都市を中心に展開する老舗パンチェーンである株式会社志津屋様のご協力の下、同社の人気商品「カルネ」の消防車パッケージが期間限定で販売されました。

志津屋全22店舗において販売されたほか、店頭では「火事のたまごが見つカルネ！」と題したパネルを掲出し、購入客への防火啓発を呼び掛けました。

### コラボ商品「カルネ」

ソフトフランスパンにハムとオニオンを挟んだサンドイッチで、1日に数千個を売り上げる同社の人気商品。

京都の御当地パンとして、これまで数多くのメディアでも取り上げられています。



火事のたまごが見つカルネ！



火事のたまごが見つカルネ！



## 取組の概要

女性の活躍推進は、国の成長戦略でも重要な柱として多様な政策が講じられています。

総務省消防庁では、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」での検討結果を踏まえて、平成 27 年 7 月に全国の消防吏員に占める女性の比率を令和 8 年度当初までに 5%に引き上げることを共通目標として設定したほか、様々な施策に取り組んでいるところです。

京都市消防局では、平成 5 年に初めて女性消防吏員を採用してから、既に 28 年以上が経過しました。採用当初は予防業務などの毎日勤務のみであった職域も、女性消防吏員に係る深夜業の規制を解除する法令改正などを受けて、交替制勤務である救急隊や消防指令センター、指揮隊と順次拡大しました。平成 28 年度には、管理職への登用及び消防隊への配置。平成 30 年度には、緊急消防援助隊として被災地に派遣するなど、女性消防吏員の活躍推進に係る取組を進めています。

### ■ 採用募集パンフレットの作製及びポスターの掲示

「様々な職種で活躍する女性消防士」をテーマに採用パンフレット及びポスターを作製しました。

パンフレットは、説明会、採用ガイダンス等で配布し、女性が様々な職種で活躍していることを紹介しながら、採用募集の説明を行いました。また、女性吏員の働きぶりとプライベートも紹介することで、働きやすい職場、魅力ある職場であることのアピールできるパンフレットとなりました。



### ■ 女性消防吏員比率の目標設定

総務省消防庁において、令和 8 年度当初までに全国の消防吏員に占める女性の比率を 5%に引き上げることを共通目標とされたことを受け、京都市消防局では、それを上回ることを目標としています。令和 4 年 4 月 1 日現在、京都市消防局における女性消防吏員の比率は 4.8%となっており、引き続き、女性の採用試験受験者数の増加を図ります。

# 仕事と子育ていきいき活躍プラン



## 取組の概要

平成29年2月に京都市消防局特定事業主行動計画「仕事と子育ていきいき活躍プラン」を改訂し、「男女が共に、仕事でも家庭でも活躍できる職場づくり」に取り組んできました。

その結果、子育て中の職員が仕事と子育てを両立しやすい職場づくり、女性職員が能力を十分に発揮して活躍できる職場づくりを着実に進めることができました。

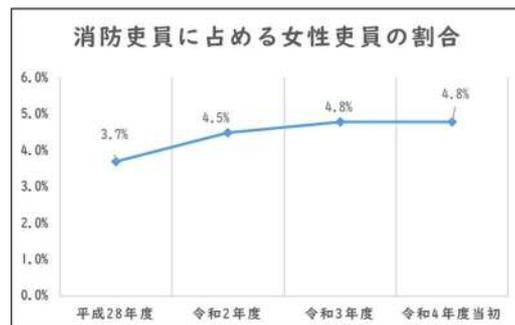
今後も市民のために質の高い消防行政サービスを提供し続けていくためには、これまで以上に、全ての職員が意欲と能力を発揮できる職場環境づくりを進める必要があります。

そこで、令和2年11月に改訂した本計画では、「働き方の見直し」、「男性の家庭での活躍推進」、「女性の職場での活躍推進」、「全庁的な意識改革と職場風土の醸成」の4つの視点からの取組を一体的に推し進め、「全ての職員が仕事でも家庭でも活躍できる職場づくり」を進めていきます。

### ■ 男女が共に、家庭でも仕事でも活躍できる職場にするための目標

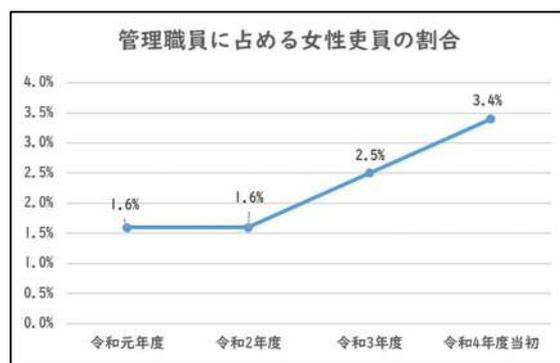
【消防吏員に占める女性吏員の割合6.0%以上】※令和8年度当初までに

当局では、平成5年に女性消防吏員の採用を開始して以降、継続的に女性消防吏員の採用に取り組んできた結果、消防吏員に占める割合は、令和4年4月1日現在においても、4.8%となっています。今後も学生への就職説明会を開催するなど、女性採用試験受験者数を増やすことで、女性消防吏員の増加を図ります。



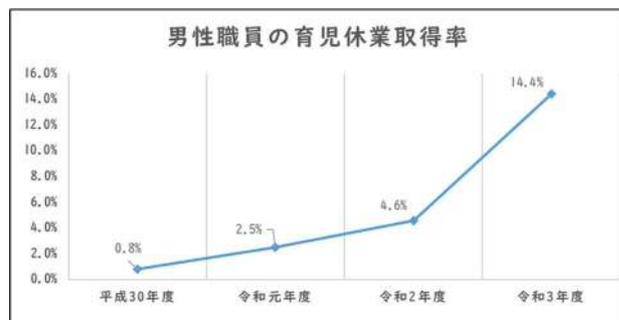
【管理職員に占める女性消防吏員の割合5.0%】※令和7年度当初までに

女性消防吏員の管理職員への登用推進について、引続き重点的に取り組みます。



【男性職員の育児休業取得】

職場の意識改革や各制度の周知徹底を通じて、男性職員の育児休業及び育児に係る休暇等の取得を促進します。





# 火災から命を守る避難の指針

## 火災から命を守る避難の指針の策定

### ■ 指針策定の目的

京都市消防局では、令和元年7月に多数の死傷者が発生した伏見区桃山町の火災を踏まえ、「火災から命を守る避難の指針」を策定しました。



当局では、火災から避難された方々への聴き取りや、消防庁消防研究センターと共同で作成した火災シミュレーションを基に、本火災における出火直後の建物内での避難行動について分析・検証を行いました。

本指針は、これまでから当局が示してきた避難行動のあり方に、この分析・検証結果から得た新たな対策を組み込んだもので、通常の火災に加え、避難経路や避難時間が限定された火災に遭遇した際に命を守ってもらうための避難行動の指針となっています。

事業所へは査察、訓練指導等、また、市民や入浴者の皆様には、イベント、防災訓練、市民防災センター等において広く周知し、そして、全国において本指針に掲げる避難対策、避難行動がスタンダードとなるよう、広く発信します。

伏見区桃山町の事業所火災における  
避難行動の分析・検証を実施

火災から命を守る避難の指針  
(7項目の「指針」に、11項目の「知恵」で構成)

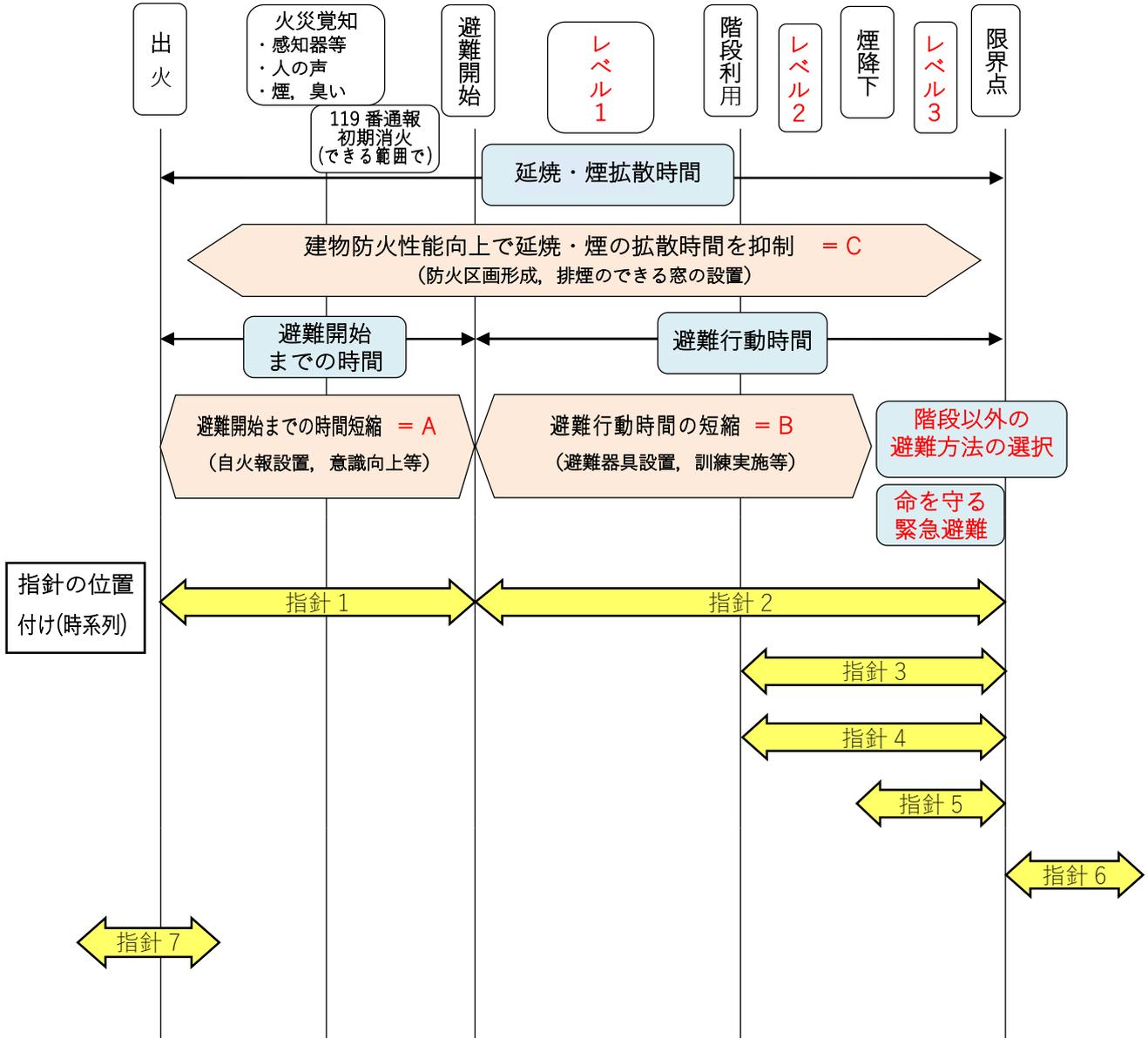
### ■ 火災人命危険レベルの設定

火災人命危険レベル	火災人命危険状況	主な避難行動の例
レベル1	階段に煙がなく使用可能な状況	<b>階段を利用して地上、下階へ避難</b> ○ 階段が複数ある場合は、煙が流入していない階段を選択して避難
レベル2	階段が煙により使用できない状況	<b>階段以外からの避難等</b> ○ 窓、ベランダ等、外気に触れる場所への避難（救助を求める） ○ 窓、ベランダ等から避難器具での避難 ○ 一時避難スペースへの避難、待機（救助を求める）
レベル3	階段及びフロア全体に煙が流入し、避難者自身が煙に覆われ危機的な状況	<b>煙に覆われた状態からの脱出</b> ○ 身を低くして最小限の呼吸で、冷静に避難 ○ 光や壁を頼りに窓、ベランダ又は直近の一時避難スペースを検索、避難 <b>階段以外からの避難等</b> ○ 窓、ベランダ等から避難器具での避難 ○ 一時避難スペースへの避難、待機（救助を求める） ○ 窓、ベランダ等から、ぶら下がり避難（2階に限る）

## ■ 指針の方向性及び要点

火災の分析・検証結果から、迅速な避難のためには、出火から避難開始までの時間短縮（A）、避難行動時間の短縮（B）、延焼・煙拡散時間の抑制（C）が重要な要素と考えました。

（出火後の時間経過図）



## ■ 火災から命を守る避難の指針

<b>指針 1 火災を早く知る手段の確保と早期の避難行動の開始</b>	
知恵 1 何らかの異状を感じたら即行動を起こす 知恵 2 とにかく早く避難行動を開始する	
<b>主な対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大きな物音等を聞いたらすぐに確認する等の行動を開始 【レベル 1】</li> <li>・ 「火事だ！」だけではなく、「消火は無理だ。今すぐ逃げろ！」等の具体的な行動を示す声掛け 【レベル 2、3】</li> </ul>
<b>指針 2 煙が流入しない安全な避難経路（階段）の確保と冷静な避難行動</b>	
知恵 3 自分の火災人命危険レベルを判断 知恵 4 煙を建物の内部に広げず、有効な避難経路（階段）を確保 知恵 5 広がった煙を建物の外部へ逃がす（有効な煙の排出ルートをつくる）	
<b>主な対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内階段の防火区画等の形成</li> <li>・ ドアクローザ等を設置し、扉が自動的に閉鎖する機能を設ける</li> <li>・ 階段室の扉等は、避難の際に「開放状態」にしない 【レベル 1～3】</li> <li>・ 早期に外気に面した窓を開放（排煙の実施） 【レベル 1～3】</li> </ul>
<b>指針 3 窓、ベランダ等から屋外へ逃れる手段の確保</b>	
知恵 6 階段で逃げられないことも想定する（ベランダ、窓、 <sup>ひきし</sup> 庇等を用いた避難）	
<b>主な対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難はしご等の避難器具の設置</li> <li>・ ベランダや窓から地上へのぶら下がり避難（2階に限る） 【レベル 2、3】</li> <li>・ 避難に時間が掛かる場合は、分散しての避難 【レベル 2、3】</li> </ul>
<b>指針 4 煙から逃れ一時的に避難できる場所の確保</b>	
知恵 7 建物内に一時避難スペースを設け、消防の救助等を待つ	
<b>主な対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 煙から逃れ一時避難できる「一時避難スペース（エスケープエリア）」の設定</li> <li>・ 一時避難スペース（エスケープエリア）への避難（煙の侵入を防ぐ目張りの実施、外部へ助けを求め、救助待機） 【レベル 2、3】</li> </ul>
<b>指針 5 煙や炎に覆われるなど危機的状況下における対策</b>	
知恵 8 サバイバル方法の習得 知恵 9 人間の行動特性（思考力、判断力の低下）を踏まえた対策	
<b>主な対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着衣着火時のストップ・ドロップ&amp;ロールによる消火 【レベル 3】</li> <li>・ 視界不良の煙に覆われたときのパニックコントロール 【レベル 3】 （STOP&amp;GOルール<sup>1</sup>の習得（Stop 止まり、Think 考え、Observe 観察し、Play(Plan)&amp;Go 行動する）</li> <li>・ 窓でのサバイバルポジション（窓から上体を出し「くの字」） 【レベル 3】</li> </ul>
<b>指針 6 避難後の命を守る行動</b>	
知恵 10 避難後は決して戻らないことを前提とした事後体制の構築	
<b>主な対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全避難者の人数確認、負傷者への応急手当の実施</li> <li>・ 屋外から避難者への支援（救助、消火等）を可能な限り行う</li> </ul>
<b>指針 7 放火等防止のための防犯対策の徹底</b>	
知恵 11 放火等による出火防止の体制づくり	
<b>主な対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不審者の侵入を防ぐ（施錠管理の徹底、警備員の配置）</li> <li>・ 放火行為等の防御を行う余裕がない場合の早期避難</li> </ul>

## 火災から命を守る避難の指針の周知

### ■ 火災から命を守る避難の指針のリーフレット

策定した「火災から命を守る避難の指針」及び「事前対策及び具体的な避難行動（知恵）」の内容を、事業所におけるそれぞれの勤務場所等で、火災時の避難行動をイメージし、訓練して備えていただくことを目的として作成しました。



### ■ 火災から命を守る避難の指針啓発動画

策定した「火災から命を守る避難の指針」及び「事前対策及び具体的な避難行動（知恵）」の内容を、事業所及び市民に対して広く啓発するために、令和2年度に効果的な啓発動画を制作しました。

動画は、令和2年11月5日からYouTube 京都市公式チャンネル「きょうと動画情報館」において動画が視聴できるようにしています。（令和4年3月31日時点で総集編が約48,000回視聴されている。）



### ■ VR機器

VR体験を通じて臨場感のある火災を疑似体験し、火災の恐ろしさを再認識し、万が一の火災に対する日頃の備えについて考えていただきます。



# 大阪市北区の火災を受けた取組



## 緊急査察の実施

### ■ 大阪市北区ビル火災概要

#### 火災概要

日時：令和3年12月17日（金）10時18分  
場所：大阪市北区曽根崎新地1丁目3番17号  
堂島北ビル  
死傷者：28名（うち死者27名）  
焼損面積：4階 37㎡

大阪市HP情報



### ■ 緊急査察の対象物

不特定多数の人が利用し、屋内階段が1つのビル  
1、105件に対して緊急査察を実施しました。

### ■ 実施期間

令和3年12月20日から令和4年1月31日まで

### ■ 指導内容

- 階段、通路等の避難経路及び防火戸、防火区画におけるシャッター等の管理の徹底
- 「火災から命を守る避難の指針」の周知
- 火気設備・器具及び喫煙等の火気管理の徹底
- 防火管理体制の確認及び自衛消防訓練の励行
- 消防用設備等の維持管理
- 消防用設備等点検及び防火対象物点検の実施の徹底
- 放火防止対策等共用部分の管理の徹底

### ■ 違反是正指導

出火時に特に人命危険の高い違反に対しては即座に強力な違反是正を行い、その他の違反に対しても引き続き違反是正指導を行っています。

## 「火災から命を守る避難の指針」の周知

### ■ 関係機関及び関係団体との連携

都市計画局、防災危機管理室、区役所、消防団などと連携をし、「火災から命を守る避難の指針」のパンフレット及び動画の周知を行いました。

### ■ ホームページ、SNSへの掲載

京都市消防局ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、ツイッターにおいて、「火災から命を守る避難の指針」のパンフレットや動画サイトを紹介して周知を図りました。



市民の皆様と共に、消防行政を効果的に推進するため、日頃から「市民の声」に耳を傾けるとともに、市民の皆様が知りたい情報、暮らしの安全確保に役立つ情報などをタイムリーに提供して、消防行政への理解と協力が得られるよう、積極的な広報・広聴活動を実施しています。

## 主な広報活動

### ■ 報道機関や市民しんぶん等を通じた広報

各種事業や防火防災行事等について、新聞・テレビの報道機関への広報発表や市民しんぶんへの掲載を行っています。

### ■ インターネットによる情報発信

平成9年7月に消防局ホームページを、平成22年1月には消防局ホームページモバイル版を開設し、防火・防災情報の発信を行っています。市民の皆様にとって更に使いやすく見やすいものとするため、音声読上げ、文字拡大、配色変更などの機能を有し、高齢者や障害のある方々にも使いやすいように更なる充実を図り、防火・防災情報をあらゆる市民の方々への確に発信するよう努めています。また、平成25年10月からは消防局フェイスブック及びツイッターを開設し、令和3年12月からは消防局インスタグラム開設し、タイムリーな情報発信を行っています。

トップページのバナーには、  
タイムリーな情報を配信中



京都市消防局ホームページ



京都市消防局インスタグラム



京都市消防局ツイッター



京都市消防局フェイスブック

## ■ 印刷物やビデオ等を通じた広報

防火運動の推進や防災知識の普及啓発等を積極的に行うため、消防局や消防署でポスター、ビラ、リーフレット等の印刷物を作成し、防火・防災行事など様々な機会に活用しています。

また、消防署や市民防災センター等における消防を紹介するオリジナルビデオの上映や、写真・イラストによる広報パネル等の展示により、広く市民の皆様には防火・防災を呼び掛けています。

## ■ 災害情報自動案内システム

平成 27 年 5 月から、災害情報自動案内システムの運用を開始し、災害発生場所等の情報を京都市消防局のホームページに掲載しています。



## ■ 国際交流・視察研修等

各種団体や国内外の行政関係者などによる消防庁舎、機械器具、組織運営等についての視察研修を受け入れ、消防防災業務を分かりやすく説明し、当局の消防行政への理解と認識が深まるよう努めています。



## 主な広聴活動

京都いつでもコール、市長への手紙をはじめ、Eメール、防火防災指導等を通じて市民の皆様から寄せられた問合せや要望、苦情等を受け付けています。



災害から生命や暮らしを守るためには、市民の皆様一人一人が、普段から我が家、我がまちを災害から守るという心構えを持ち、災害に強いまちづくり、人づくりに努めることが大切です。

市民防災センターは、市民の皆様へ、災害の疑似体験を通じて、防災に関する知識や技術を身につけていただき、防災行動力の向上を図ることを目的とした施設として、平成7年9月1日に開館しました。また、よりタイムリーな情報発信につとめており、令和3年11月にホームページをリニューアルしました。

## 市民防災体験の科目と内容

### ■ 体験プログラム

映像体験室	京都の地震をはじめとした各種災害の歴史や恐ろしさ等について紹介します。
強風体験室	強風発生装置により、風速 32 メートルの強風下における行動の困難性を体験します。
地震体験室	震度7までの横揺れの体験や、緊急地震速報と連動した地震を体験し、地震発生時の心構えと日頃の備えについて考えていただきます。
避難体験室	ホテル火災をリアルに再現し、普段経験できない煙の中の避難行動を体験します。
消火訓練室	モニターに火災の映像を映写し、訓練用消火器や屋内消火栓により消火方法を学びます。
都市型水害体験コーナー (4Dシアター)	4D（立体映像＋座席振動）で地下街への浸水の恐怖を表現し、水災害発生時の行動について考えていただきます。
土砂災害体験コーナー	土砂災害学習コーナーでは土砂災害の危険性とメカニズムを学び、リアルシアターでは土砂災害の様子を迫力ある映像で体験していただきます。
V R 体験 (住宅火災体験)	VR 体験を通じて臨場感のある火災を疑似体験し、火災の恐ろしさを再認識し、万が一の火災に対する日頃の備えについて考えていただきます。
総合訓練室	物品販売店舗やホテル、共同住宅など様々な設定できる模擬建物内で火災発生時の行動手順についての総合的な訓練を行います。
くらしの安全コーナー (応急手当体験)	救急訓練人形を使用して、応急手当の要領を実習します。



地震体験室



4D シアター 迫りくる地下街の恐怖



土砂災害体験コーナー



V R 体験（住宅火災体験）

## ■ 自由体験コーナー



都市型水害体験コーナー



消防ヘリコプター



キッズ・ファイヤーランド

## 各種講習

事業所における防火管理・防災管理に必要な知識や技能を習得していただくための講習や、応急手当普及の一翼を担っていただく方を養成するための講習を実施しています。

- 甲種防火管理講習（新規講習・再講習）
- 乙種防火管理講習
- 防災管理講習（新規講習）
- 防火・防災管理講習（新規講習・再講習）
- 自衛消防業務講習（新規講習・再講習）
- 防火対象物点検資格者講習（本講習・再講習）
- 防災管理点検資格者講習（新規講習・再講習）
- 防火・防災管理業務受託法人等教育担当者講習
- 応急手当普及員講習（本講習・再講習）
- 普通救命講習
- 上級救命講習



市民防災センター

## 京都市市民防災センターホームページ



「見る」「聴く」「触れる」「感じる」  
KYOTO 京都市市民防災センター  
BOSAI Kyoto City Disaster Prevention Center



京都市市民防災センター

京都市の消防団は、各行政区に設けられた 11 の消防団とおおむね学区単位に設けられた 205 の分団をもって組織されています。また各消防団本団には特定の活動を行う機能別団員である機甲班、応急救護班、予防広報班、ジュニア消防団指導班及び大規模災害対応等が設置されています。

消防団は、消防局との力強い連携により、火災、震災その他の非常災害時における警戒防御活動を行うとともに、市民の防火・防災に対する意識と対応力を高めるため、昼夜を分かたず活動しています。

## 消防団のあゆみ

江戸時代、京都には、主に禁裏（御所）の防衛に当たっていた「常火消し」と各町で組織されていた「町方火消し」があったといわれています。この「町方火消し」が明治 9 年に「消防組」、昭和 13 年ごろから「警防団」に改組され、昭和 23 年に「消防団」となって今日に至っています。

このように、京都市の消防団は、その前身となる町方火消しが誕生してから 300 年余りの長い歴史と輝かしい伝統に支えられています。

## 消防団の組織

消防団は、消防団本部と分団で組織されています。

### ■ 消防団本部

消防署に設置され、団長と総務・予防・警防・教育を担当する副団長で構成されています。

#### ● 機能別団員で構成する班

各消防団本団には特定の活動を行う機能別団員が設置されています。

#### ・ジュニア消防団指導班

将来の消防団員及び地域防災の担い手となるジュニア消防団員の育成指導に特化した活動を行います。

#### ・予防広報班

火災予防の広報に関する活動に特化した活動を行います。

#### ・機甲班

大規模地震や土砂崩れ等が発生した場合に、クレーン車などの重機を活用した人命救助に特化した活動を行います。

#### ・応急救護班

応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護活動に特化した活動を行います。

#### ・大規模災害対応班

大地震などの大規模災害発生時に各消防署に設置される消防団震災警防本部等で指揮支援等に特化した活動を行います。



## ■ 分団

分団本部と部によって組織され、分団本部は分団長 1 名と総務・予防・警防・教育を担当する 4 名の副分団長で構成されています。部は、各分団の地域事情に応じて編成され、それぞれの担当地域で部長を中心に市民指導や情報収集、広報活動などを行っています。

## 消防団の階級

市長から任命された消防団長は、市長の承認を得て消防団員を任命します。消防団員は、団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長・団員の 7 つの階級に分けられ、災害現場活動等での指揮命令系統が明確にされています。

## 平常時の活動

地域の防火・防災リーダーとして、自主防災組織など地域住民の災害対応力を向上させるために指導や訓練を行うとともに、地域の訪問防火指導や巡回パトロール等を実施し、火災予防の推進活動を行っています。



京都市消防出初式における放水訓練



火災予防運動における予防広報活動

## 災害時の活動

### ■ 火災現場活動

火災現場活動では、警戒区域の設定と群集整理、人命救助と避難誘導、物件の搬出と保護、飛び火の警戒、消火活動の支援、鎮火後の警戒などを行います。また、火災の状況により、配置器材を活用した消火活動を行って早期鎮圧を図り、消防隊到着後は協力して一体的な活動を行います。

### ■ 震災その他の非常災害時の活動

阪神・淡路大震災を契機に市内の全消防団に配置した小型動力ポンプや救助器材などの装備を活用して、震災その他の大規模な災害時に消火活動や救助活動のほか、住民の避難誘導などを行います。

## 京都市消防団総合査閲

毎年、消防団の結束力及び災害対応力の更なる向上を目指して、各行政区から選抜された 11 分団が一堂に会し、消防団員として必要な規律を身に付ける礼式訓練及び小型動力ポンプを使用した消防訓練を披露しています。令和 2、3 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止しました。



## 消防団充実強化のための取組

全国的に消防団員は減少しており、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることから、平成 25 年 12 月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。

消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であり、国及び地方公共団体は消防団の強化及び加入を促進するため、必要な措置を講ずることとされていることから、京都市においても消防団員の確保、消防団の活性化等に積極的に取り組んでいます。



消防団充実強化実行チームによる企画会議

### ■ 消防団充実強化実行チームの活動

平成 25 年度に開催した 35 歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団 100 人委員会 U-35」における意見を具体化するため、平成 26 年 4 月に有志の消防団員 67 名が集まり、「消防団充実強化実行チーム」を結成しました。

同委員会でも多く意見が出された「広報」、「交流」、「教育」に関するテーマごとに各チームに分かれ、消防団員が様々なプロジェクトを企画立案し、実現に向けて取り組んでいます。

#### ● 広報

- ・ フェイスブックページ「おこしやす消防団」の開設、運営
- ・ インスタグラム「おこしやす消防団」の開設、運営
- ・ 入団促進活動

#### ● 交流

##### ◆ 消防団フェスタの開催

- |       |                   |       |
|-------|-------------------|-------|
| 第 1 回 | 平成 26 年 11 月 30 日 | 梅小路公園 |
| 第 2 回 | 平成 27 年 11 月 29 日 | 梅小路公園 |
| 第 3 回 | 平成 28 年 11 月 27 日 | 岡崎公園  |
| 第 4 回 | 平成 29 年 11 月 26 日 | 梅小路公園 |
| 第 5 回 | 平成 30 年 11 月 25 日 | 梅小路公園 |
| 第 6 回 | 令和元 年 11 月 17 日   | 梅小路公園 |

令和 2、3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

##### ◆ 消防団事例発表会「集まれ、団員の WA」の開催（平成 29 年 2 月 18 日）

#### ● 教育



消防団員募集クリアファイル



第 6 回京都市消防団フェスタ

- ・ 女性消防団員の意見交換会の開催
- ・ 学生消防団員意見交換会の開催
- ・ 学生FASTと連携した意見交換会の開催

## ■ 消防団防災ハイスクール

平成23年度から高校生を対象に実施していた「消防団一日体験入団プログラム」を、参加者の増加を図るために刷新し、平成27年度から消防団員が地元の高校生に、消防団活動の説明や放水訓練指導等を行い、消防団活動への理解を深めてもらうとともに、消防団への入団促進を図る取組です。令和3年度は、市内高等学校12校、延べ2,468名の生徒が消防団員による防災教育を受講しました。



消防団防災ハイスクールにおける放水訓練

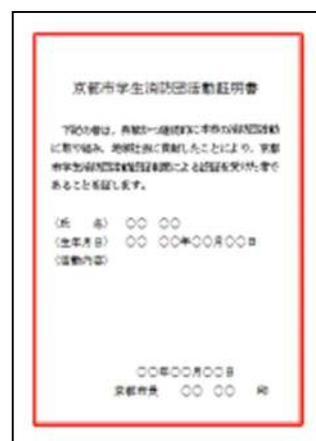
## ■ 学生消防団活動認証制度

平成27年度から、大学等に通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生の功績を認証する「京都市学生消防団活動認証制度」を開始しました。認証を受けた学生には、企業等に提出するための「京都市学生消防団活動証明書」を交付し、就職活動を支援しています。令和4年4月1日現在、151名の学生を認証しています。

### 【認証対象者】

次のいずれかに該当している方が対象です。

- ・ 本市の消防団員で、大学等の在学中に本市の消防団員として1年以上勤務し、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生等
- ・ 消防団長が、大学等の在学中における本市の消防団員としての活動について、特に優れた功績があると認めた大学生等



京都市学生消防団活動証明書

## ■ 京都市消防団協力事業所表示制度

平成26年10月から事業所の消防団活動への協力を促進し、消防団員の確保を図ることを目的として、「京都市消防団協力事業所表示制度」を開始しました。令和4年4月1日現在、97事業所を認定しています。

### 【認定要件】

消防関係法令上の違反がなく、次の要件のいずれかに適合すること。

- ・ 2名以上の従業員が消防団に入団しており、かつ、消防団活動に配慮している事業所等
- ・ 事業所等の資機材等を活用する機能別分団に従業員が入団している事業所等
- ・ その他市長が特に消防団活動に協力していると認める事業所等



京都市消防団協力事業所表示証

## ■ 京都市ジュニア消防団

平成30年4月から、消防団活動の体験や地域の防災訓練に参加する機会を充実させるなど、地域に密着した活動体験の機会を提供し、将来の地域防災の担い手として育成するため、



小学校高学年（4～6年生）の児童を対象とした「京都市ジュニア消防団」を創設しました。令和4年4月1日現在、396名がジュニア消防団の活動に参加しています。

## 消防団の装備品

### ■ 一般装備品

警戒ロープ	携帯ライト ※一部LEDタイプ	安全ベスト	現場保存用小型テント
警戒テープ	ワイヤレスアンプー式	分団旗（一式）	キャップライト
電気メガホン	トランシーバー	高張提灯	救命胴衣
デジタル無線受令機	はしご	懸垂幕	AED収納ボックス
自動体外式除細動器 （AED）	携帯無線機	ベルト付水筒	手回し充電 ラジオ付ライト
デジタル簡易無線	投光器一式	携帯なた	スコップ



投光器一式



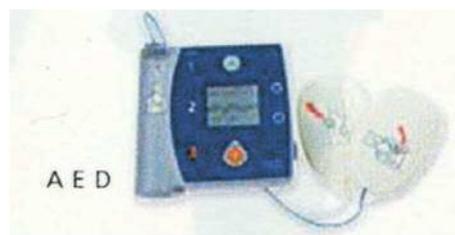
消防団旗



高張提灯



デジタル無線受令機



AED

■ 消火活動用装備品

小型動力ポンプ一式	消火栓キー	とび口	ホースバック
ホース	防火水槽開閉金具	組立式水槽	台車
管そう・ノズル	50ミリホース	燃料携行缶	ホースバンテージ



■ 救助・救護活動用装備品

救護用テント	ジャッキ	ワイヤーカッター	担架
手斧（大、小）	ハンマー	つるはし	点滅式ライト
可搬式ウインチ	バール	スコップ（平、剣）	可搬式散水装置
二つ折れはしご	のこぎり	救命ロープ	防水シート
折り畳み式リヤカー		フローティングロープ	救命浮環



## 京都市消防団の歴史

昭和 23 年 3 月 7 日	京都市消防局発足 (4 課 1 校 6 消防署体制)
昭和 23 年 6 月 1 日	京都市消防団条例制定、公布 (警防団から順次消防団に移行準備)
昭和 23 年 8 月 17 日	京都市の消防団結成(結成式典 中京区明倫小学校) (上、北野、加茂、下、八坂、深草各消防団 6 消防団 146 分団定員 3、940 人で発足)
昭和 24 年 4 月 1 日	愛宕郡 8 箇所(雲ヶ畑、岩倉、八瀬、大原、静市野、鞍馬、花背、久多各村)、京都市に編入 (6 消防団 154 分団定員 4、480 人)
昭和 24 年 4 月 1 日	中京消防団が発足－1 行政区 1 消防団制の確立 (7 消防団 157 分団定員 4、480 人)
昭和 26 年 3 月 1 日	乙訓郡 3 箇所村(久我、羽束師、大枝各村)、京都市に編入 (7 消防団 158 分団定員 4、805 人)
昭和 30 年 9 月 1 日	行政区の分割に伴い、北消防団、南消防団発足 (9 消防団 159 分団定員 4、805 人)
昭和 32 年 4 月 1 日	京都市消防団指導要綱の制定 (常備消防の充実と無火災都市建設のため、消防団の体制を災害現場活動を中心とした体制から、市内を甲、乙、丙の 3 地域に区分し、消防事象に即応した予防活動、災害現場活動両面に対応できる体制へ移行しました。特に市街地の消防団の活動については、主として自主防火体制の充実など火災予防の推進活動等を中心に市民の指導を行うとともに、災害現場において警戒区域の設定、群衆整理、人命救助など支援活動を行うこととしました。これに伴い、市街地の消防団に配置していたポンプを山間部等の消防団に配置換えしました。)
	久世郡淀町、北桑田郡京北町広河原地区、京都市に編入 (9 消防団 162 分団定員 4、945 人)
昭和 34 年 11 月 1 日	乙訓郡久世村、大原野村、京都市に編入 (9 消防団 164 分団定員 5、085 人)
昭和 39 年 8 月 5 日	京都市消防団員退職報償金支給条例の制定 (消防団員の永年の労苦に報いるため、退職報償金制度を創設し、処遇を改善)
昭和 40 年 5 月 1 日	京都市消防団指導要綱の改正 (市内の地域区分を 2 区分(甲、乙)へ)
昭和 41 年 7 月 7 日	消防団員数の適正化 (9 消防団 165 分団定員 4、550 人)
昭和 48 年 9 月 20 日	京都市消防団施設新築等補助金交付規則の制定 (消防団の用に供する器具庫、詰所、ホース乾燥台の新築等に要する経費の一部を補助する制度を創設)
昭和 51 年 10 月 1 日	行政区の分割に伴い、山科消防団、西京消防団発足 (11 消防団 176 分団定員 4、550 人)
昭和 61 年 5 月 1 日	京都市消防カラーガード隊(きょうとファイヤーエンジェルス)誕生
平成 4 年 10 月 1 日	女性消防団員の採用開始 (5 消防団 11 分団において、女性団員 42 人採用)

平成 7 年度～8 年度	<b>大規模災害対策器材の配置</b> (阪神・淡路大震災を教訓に市内の消防団に小型動力ポンプなどの放水活動器材やウインチ、ジャッキなどの救助活動器材を配備し、大災害時の活動能力を強化)
平成 11 年度	<b>消防団のあり方(より魅力ある消防団づくり) 検討委員会の設置</b> (市内 11 消防団すべてに消防団の組織や活動、地域との連携等について検討する委員会を設置)
平成 12 年度	<b>消防団活動のあり方(より魅力ある消防団づくり) 検討に係る市民懇話会の実施</b> (各行政区から選考された市民により、地域における消防団の役割や幅広い世代から指示される消防団について検討)
平成 12 年 10 月 1 日	<b>京都市消防団の運営指導に関する規定の制定</b> (甲乙の市内地域区分を廃止し、管轄区域により指定消防団を指定)
平成 17 年 4 月 1 日	<b>北桑田郡京北町、京都市に編入</b> (11 消防団 204 分団定員 4、970 人)
平成 17 年 10 月 1 日	<b>西京消防団、福西分団発足</b> (11 消防団 205 分団定員 4、970 人)
平成 21 年 11 月 24 日	<b>中京消防団に機甲分団発足</b> (大規模な地震や土砂崩れ等が発生した場合に、重機等を活用し人命救助に特化した活動を行うために発足)
平成 22 年 3 月 19 日	<b>すべての消防団に応急救護分団発足</b> (応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護等に特化した活動を行うために発足)
平成 25 年度	<b>消防団 100 人委員会 U-35 の開催</b> (35 歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団 100 人委員会 U-35」を開催)
平成 26 年度	<b>消防団充実強化実行チームの結成</b> (「消防団 100 人委員会 U-35」における意見を具体化するため、有志の消防団員を募り結成)
平成 27 年 4 月 1 日	<b>京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正</b> (任用資格の拡充、報酬制度の創設)
	<b>京都市学生消防団活動認証制度の創設</b> (大学等に通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生の功績を認証する制度を創設)
平成 27 年度	<b>京都市消防団防災ハイスクールの実施</b> (消防団員が地元の高등학교に出向き、消防団活動の体験を中心とした防災教育を行う取組を開始)
平成 28 年 4 月 1 日	<b>北、山科、下京、南、右京及び西京の各消防団に機甲分団発足</b> (機甲分団の拡充及び災害対応力向上のため、中京機甲分団を構成していた各事業所を、その所在地を管轄する各消防団に編制替えするとともに中京機甲分団を廃止)
平成 28 年 10 月 1 日	<b>左京消防団に機甲分団発足</b>
平成 29 年 4 月 1 日	<b>中京消防団に機甲分団発足</b>
平成 29 年度	<b>女性消防団員防火安全指導隊の創設</b>
	<b>本団付け消防団員の入団</b>
平成 30 年度	<b>京都市ジュニア消防団の発足</b>
	<b>伏見消防団に機甲分団発足</b>

令和 4 年 4 月 1 日	<b>京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正</b> (基本団員 4,520 人、機能別団員 450 人の定員を定め、消防団本団にジュニア消防団指導班、予防広報班、応急救護班、機甲班及び大規模災害対応班等の機能別団員を設置)
----------------	---



## 消防職員・消防団員の教育

「消防活動総合センター」の各施設を活用した実践的な教育・訓練を行い、高度な知識と能力を備えた職員・団員を育成します。

### 職員教育の体系

消防職員教育の種別や基本計画、教育体制、効果測定等について規定された京都市消防職員教育規程に基づき、教育基本計画や年度計画を定め、職員教育を行っています。

職場教育	職務遂行に必要な知識、技能等について職場単位で行う教育
学校教育	職員を一定期間集合させ、管理監督能力や専門的知識を修得させる教育
主管課教育	局の各課が主管業務を担当する職員を対象に行う教育で、学校教育を除いた教育
派遣教育	本市行財政局や消防大学校等の教育機関へ職員を派遣して行う教育

### 職員の学校教育

初任教育、幹部教育、特別専科教育、専科教育及び一般教育を実施し、新規採用職員をはじめ現任の職員に対して、基礎知識や管理監督能力、専門的知識等の教育を行っています。平成29年度からは京都市消防学校において、京都市消防学校及び京都府立消防学校の、市府の連携強化を図る共同教育（初任教育、専科教育）を開始しました。

#### ■ 初任教育

新規に採用された消防職員に対して、規律や共同精神を学ばせながら消防の責務を理解させ、職務に必要な基礎知識や技術を修得させる教育を行っています。

#### ■ 幹部教育

職責に応じて必要な判断能力、職務遂行能力、管理監督能力等を向上させるための教育を幹部職員となる者に対して行っています。

#### ■ 特別専科教育

業務に関する専門知識・技術を高め、高度な職務遂行能力、管理監督能力等を習得させる教育を行っています。

#### ■ 専科教育

予防、警防業務等において必要な専門的知識と技術を修得させるための教育を現任の職員に対して行っています。

#### ■ 一般教育

上記教育以外の教育で、社会人としての素養を向上させるための教育等を現任の職員に対して行っています。



### 消防体育の推進

消防隊等の災害現場活動や大規模災害時の活動に必要な体力と精神力を確保するため、組織全体で職員の体力管理（消防体育）を推進しています。各所属に体育管理者、体育副管理者、体育推進者を配置し、職員の体力管理を行うとともに、業務に必要な体力練成を積極的に行う体制を構築しています。また、体力測定結果等から個々の体力を的確に把握、体力診断システムを活用し、職員一人一人に適した目標と練成メニューの設定を行うなど、効率的に体力の維持管理を行っています。

### 消防団員教育

消防団幹部を対象とした「副団長教養講座」、「分団長・副分団長教育」、「大規模災害指揮教育」、「部長教育」、新入団員を対象とした「普通教育」、「機甲分団員教育」、「応急救護分団員教育」、専門的知識・技術を身に着けるための専科教育「運転員・機関員教育」、「警防教育（水災課程・震

災課程)」、消防団活動に必要な資格取得等を行う特別教育「第三級陸上特殊無線技士資格取得講習」、「応急手当普及員資格取得講習」、「応急手当普及員実践研修」、「火災予防研修」等を通じて市民指導能力の向上を図るとともに、水災や地震等の大規模災害に備えて小型動力ポンプや救助活動用器材等を活用した訓練を行っています

## 職員教育実施結果

(令和3年度中)

種 別	受講人員	受講対象者
<b>初任教育</b>	第 162 期 ※京都府 53 名含む	84 4月採用職員（京都市 男性 28 名、女性 3 名） （京都府 男性 50 名、女性 3 名）
<b>幹部教育</b>	新任消防司令長課程	11 新たに課長級に昇任した職員
	新任消防司令課程	26 新たに係長級に昇任した職員
	ステップアップ ※京都府 14 名含む	41
	新任消防司令補課程	44 新たに消防司令補に昇任した職
	ステップアップ	41
	新任消防士長課程	48 新たに消防士長に昇任した職員
	ステップアップ	49
<b>特別専科教育</b>	高度救助課程（山岳）	12 救助隊又は兼任救助隊に配置の消防司令補
	救急救命士養成課程	33 救急救命士国家試験の受験予定職員
<b>専科教育</b>	警防課程	中止 消防士長
	特殊災害課程 ※京都府 13 名含む	24 消防司令補以上
	予防査察課程 ※京都府 14 名含む	26 査察担当者
	危険物課程 ※京都府 13 名含む	24 危険物担当者
	火災調査課程	中止 消防司令補、消防士長
	救助課程	中止 消防司令補以下
	救急課程 ※京都府 42 名含む	81 新たに救急隊員になる職員、特別初任教育
<b>一般教育</b>	自然災害講座	45 消防司令補以上
	多文化共生講座	27 消防司令補以上
	人権講座	374 消防職員全般
	障害者福祉講座	中止 初任教育生
	手話講座	28 初任教育生、消防職員全般
	特別初任教育	0 特別初任教育生

# 事業所の査察・防火管理・防災管理



## 査察

査察は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護することを目的として実施しており、査察員が消防法令に基づいて事業所その他の関係のある場所に立ち入り、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、火災予防上の必要な検査や防火指導を行っています。

査察の実施により、消防法令違反や火災予防上危険と認める不備事項を発見したときは、当該事業所の関係者に対して査察結果通知書等を発行し是正するよう指導しています。

(消防法第4条)

## 違反是正の促進

事業所において重大な消防法令違反や著しい火災発生危険、人命危険が認められるときは、指導を強化するとともに、当該事業所の管理権原者などに警告書又は命令書を発行して、違反是正の促進を図っています。

なお、措置命令等の行政処分を行った場合は、消防法の定めにより、処分を受けた事業所の利用者等が不測の損害を被ることを防ぐため、命令内容等を記載した標識の設置や消防局ホームページへの掲載などにより公示を行います。

命令を受けている防火対象物はこちら <https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000173063.html>



階段や通路に避難上の支障あり



標識による公示

## 消防法による命令の公告

**防火対象物等の所在地** 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地

**防火対象物等の名称** パー＊＊＊(口ロビル5階)

**命令を受けた者の氏名** パー＊＊＊ 店長 ×× ××

この防火対象物は、消防法に違反して、火災が発生した場合に消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件を存置しているため、消防法第5条の3第1項の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで次のとおり命令したから公示する。

**命 令 事 項**

北側階段室内の4階から5階に至る部分に存置している〇〇、〇〇及び〇〇を平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分までに除去すること。

京都市〇〇消防署長

**標識を設置した日** 平成〇〇年〇〇月〇〇日

**注 意**

- 1 この標識は、消防法第5条の3第5項の規定に基づき設置した。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

命令に係る公示標識の例

## 違反公表制度

不特定多数の方や一人で避難することが困難な方が利用する建物において、消防法令で設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合、その建物の所在地、違反内容等を消防局ホームページで公表し、建物を利用される方が当該建物の防火上の安全性を確認できるようにする制度です。

(京都市火災予防条例第 61 条)

公表されている違反対象物はこちら <https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000173063.html>

## 防火管理

百貨店、ホテル、病院、工場等の事業所は、一旦火災が発生すると、人的・物的共に大きな被害が出るおそれがあるため、一定規模以上の事業所の管理権原者は、防火管理者を選任するとともに、防火管理者に消防計画を作成させ、当該計画に基づき防火管理上必要な業務を行わせることが消防法で定められています。

また、これらの事業所に対し、防火管理者、防火責任者等が中心となって、火災を出さないための防火管理体制や出火したときの被害を軽減するための自衛消防体制を確保するよう指導しています。  
(消防法第 8 条)

## 防災管理

南海トラフ地震、直下型地震などの大規模地震の発生が危惧される状況等を踏まえ、一定規模以上の大規模・高層建築物の消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが消防法で定められています。大規模地震時には、同時多発的に火災や建物倒壊が発生するため、対象事業所に対しては、個々の施設の用途、特徴を踏まえたうえで、自らができる限りの消火活動、通報連絡、救出、救護活動に当たる自助体制の確立を図るよう指導しています。また、テロ等の災害についても、火災、地震における実施体制や要領等と共通する部分が多いことから、通報連絡や在館者の避難誘導について、的確に対処する体制を整えるよう指導しています。  
(消防法第 36 条)

## 自衛消防組織

一定規模以上の大規模・高層建築物の管理権原者に対し、火災、地震等の発生時における在館者の安全確保のため、事業所の従業員等により、初期消火、消防機関への通報、避難誘導等を実施するため、統括管理者を定めた自衛消防組織を置くことが消防法で定められています。自衛消防組織全体を指揮する統括管理者には、自衛消防業務講習修了者又は統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を充てる必要があるほか、自衛消防組織に内部組織(班)を編成する場合には、統括管理者の直近下位の内部組織で各業務を行う要員として統括者(班長)を配置し、自衛消防業務講習を受講させる義務があります。  
(消防法第 8 条の 2 の 5)

## 統括防火(防災)管理

高層建築物等で管理について権原が分かれているものについて、その管理権原者は建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定め、統括防火管理者は当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施、廊下等の共有部分の管理等を行う必要があります。

また、高層建築物等のうち多数の者が出入する一定の大規模な建築物については、当該建築物全体の防災管理業務を行う統括防災管理者についても定める必要があります。(消防法第8条の2)

### 事務所における帰宅困難者対策の推進について

大規模災害の発生時には、通勤・通学先や観光地から自宅への帰宅が困難となる帰宅困難者が、京都市内で37万人にも上ることが想定されています。京都市の場合、帰宅困難者には観光客も多く含まれることから、各事業所においては、従業員が帰宅困難になった場合の対策をあらかじめ準備していただくとともに、観光客等で帰宅困難になった人たちも、おもてなしの心で可能な範囲で受け入れていただけるよう、「京都市事業所帰宅困難者対策指針」に基づく帰宅困難者対策の推進に取り組んでいます。

## 防火管理・防災管理に関する講習

該当する事業所に対しては、次の講習を受講するよう指導しています。

### ■ 防火管理講習

防火対象物の防火管理業務を適切に遂行することができるように、一定規模の防火対象物には、事業所の規模に応じ甲種又は乙種の防火管理者を選任することとされており、この資格を付与するため、対象となる方が防火管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。

また、甲種防火管理講習には再講習制度があり、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者には、5年ごとに受講する必要があります。

### ■ 防災管理講習

防火対象物の防災管理業務を適切に遂行することができるように、一定規模以上の大規模・高層建築物には、防災管理者を選任することとされており、この資格を付与するため、対象となる方が防災管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。防災管理講習には、再講習制度があり、前回の講習終了日から5年ごとに受講する必要があります。

### ■ 自衛消防業務講習

一定規模以上の大規模・高層建築物には、火災、地震等の発生時における在館者の安全確保のため、事業所の従業員等により、初期消火、消防機関への通報、避難誘導等を実施するため、自衛消防組織の設置が義務付けられており、当該組織を指揮する統括管理者に対して、自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得させるための講習です。自衛消防業務講習には再講習制度があり、前回の講習修了日から5年ごとに受講する必要があります。

## 自衛消防連絡組織

消防計画に基づいて設置されている自衛消防隊の充実を図るため、各行政区で自衛消防連絡組織が設けられています。各連絡組織において研修会や訓練を実施し、自衛消防隊の活動に関する知識及び消火、通報、避難等の技能の向上を図っています。さらに、これらの連絡組織の調整と統一を図るために「京都市自衛消防隊連絡協議会」が設置されています。本協議会では、自衛消防活動の研究会や訓練大会などを実施して全市的な自衛消防体制の充実を図っています。

## 防火対象物の点検報告制度

### ■ 防火対象物定期点検報告制度及び特例認定制度

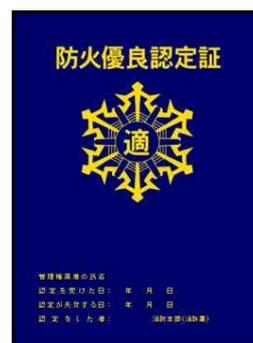
一定規模、用途の事業所で、火災発生時に人命危険の高い事業所の管理権原者に対して、火災の予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）に、火災の予防上必要な事項について定期的（1年に1回）に点検させ、消防署長へ報告する防火対象物定期点検報告制度が消防法で定められています。

また、防火対象物定期点検報告制度の対象となる事業所からの申請により、消防署長が一定期間、消防法令違反がない等、防火上優良であると認めた場合、3年間、点検及び報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防火上優良であると認定された事業所では、それぞれ「防火基準点検済証」や「防火優良認定証」を自ら表示することができます。（消防法第8条の2の2及び第8条の2の3）



防火基準点検済証



防火優良認定証

### ■ 防災管理点検報告制度及び特例認定制度

防災管理が義務となる防火対象物の管理権原者に対して、防災管理に関する専門知識を有する者（防災管理点検資格者）に、防災管理上必要な業務等について定期的（1年に1回）に点検させ、消防署長へ報告する制度が消防法で定められています。

また、防火対象物定期点検報告制度と同様に、防災管理点検報告制度の対象となる事業所からの申請により、消防署長が一定期間、消防法令違反がない等、防災管理上優良であると認めた場合、3年間、防災管理点検報告制度に係る点検報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。（平成24年6月1日から適用）

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防災管理上優良であると認定される事業所では、それぞれ「防災基準点検済証」や「防災優良認定証」を自ら表示することができます。

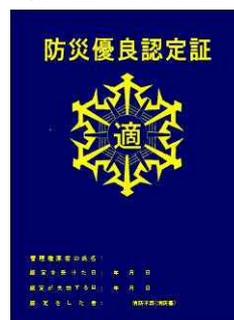
ただし、防火対象物点検・防災管理点検の両方が義務となる防火対象物は、両方の表示の要件を満たしている場合にのみ、その旨を表示することができます。



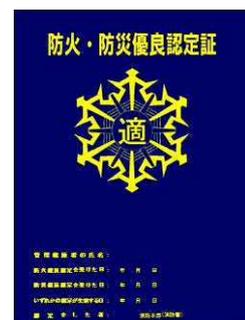
防災基準点検済証



防火・防災基準点検済証



防災優良認定証



防火・防災優良認定証

（消防法第36条）

# 文化財防火



京都市内には、世界文化遺産をはじめ、国宝、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等、数多くの文化財があり、これらを火災等の災害から守るため、様々な文化財の防火・防災対策に取り組んでいます。

## 京都市内の文化財

### ■ 特定文化財対象物

特定文化財対象物とは、国・府・市が指定・登録した貴重な建造物等について消防局長が指定したもので、区分に応じ必要な防火指導を行っています。現在 1,071 件の社寺等を指定しています。

区 分	指 定 対 象	指 定 件 数 (令和4年3月末現在)
1 号 対 象 物	世界文化遺産対象物	14 件
2 号 対 象 物	国、府、市が指定した文化財建造物等	204 件
3 号 対 象 物	国、府、市が指定した美術工芸品が所在する防火対象物	289 件
4 号 対 象 物	国、府、市の登録文化財が所在する防火対象物、その他局長が必要と認める防火対象物	564 件

### ■ 世界遺産「古都京都の文化財」(京都市内分)

賀茂別雷神社(上賀茂神社)、賀茂御祖神社(下鴨神社)、教王護国寺(東寺)、清水寺、醍醐寺、仁和寺、高山寺、西芳寺(苔寺)、天龍寺、鹿苑寺(金閣寺)、慈照寺(銀閣寺)、龍安寺、本願寺(西本願寺)、二条城 <<14 社寺城>>

世界文化遺産の関係者と協力し、自主防火管理体制の強化及び防災施設の整備拡充を図るとともに、世界文化遺産の周辺地域の住民にも、出火防止等の協力を呼びかけています。

### ■ 重要伝統的建造物群保存地区

産寧坂、祇園新橋、嵯峨鳥居本、上賀茂 <<4 地区>>

歴史的な町並みを保存するため、保存地区の住民や各関係機関と連携し、自主防火体制の確立や防災施設の整備拡充について取り組んでいます。

## 文化財の防火防災対策

### ■ 自主防火管理の徹底

社寺の境内等の巡回点検、夜間の閉門、火気使用設備・器具の点検など、出火及び放火防止対策の徹底を呼びかけています。

#### ● 防火管理者の選任(京都市火災予防条例第 54 条の 5)

文化財建造物(指定建造物)は、収容人員の多少にかかわらず防火管理者を選任し、消防計画の作成等の防火管理業務を行うことで、ソフト面においても文化財からの出火防止を図っています。

#### ● 美術工芸品等の防火管理(京都市火災予防条例第 54 条の 6)

美術工芸品等(指定美術工芸品)の管理権原者に対し、火災発生時の搬出計画の作成や消火器の設置等、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

#### ● 幕・カーテン等の防災処理(京都市火災予防条例第 54 条の 7)

文化財建造物で使用されている美術工芸品等以外の可燃性の幕・カーテン等に防災処理を施すよう指導し、火災の拡大防止を図っています。

● **文化財公開時の防火管理の徹底（京都市火災予防条例第 54 条の 9）**

展覧会等を開催し、美術工芸品等の文化財を公開する場合は、火災が発生した際の搬出計画の作成、禁煙・喫煙場所の設定、消火器の設置など、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

● **自衛消防体制づくり**

万一の火災発生時に初期消火、119 番通報、文化財の搬出、避難誘導等の一連の活動を迅速、確実、安全に行うことができるよう自衛消防体制の強化を図っています。

● **届出に対する防火指導**

美術工芸品の公開、文化財建造物の改修、防災施設の設置等について京都市火災予防条例による届出があった場合、防火指導を行い、必要な場合は立入検査を行っています。

● **防災設備の設置・維持**

社寺等の実態に応じて、総合的な防災施設の整備拡充、防災施設や通報体制の自動化、日常点検の実施等について指導を行っています。



■ **喫煙・たき火等の制限（京都市火災予防条例第 54 条の 4）**

文化財建造物又は文化財が所在する建造物の内部や周囲等における「喫煙又はたき火等の裸火の使用」を制限し、出火防止の徹底を図っています。令和 4 年 3 月末現在、京都市では国宝・重要文化財を有する 307 社寺等に対して 529 箇所を禁止区域に指定しています。

■ **京都文化財防災対策連絡会**

京都大阪森林管理事務所、京都府文化財保護課、京都府文教課、京都府災害対策課、京都府警察本部生活安全企画課、京都市文化財保護課、京都市景観政策課、(公財) 京都文化財団、(公財) 京都市文化観光資源保護財団、(公財) 京都古文化保存協会、京都国立博物館及び京都市消防局の 12 機関で「京都文化財防災対策連絡会」を結成し、各機関相互の連絡・調整を図りながら、文化財の防火・防災の諸問題に対処しています。

■ **伝統行事等に対する防火指導**

伝統行事等の関係者に、火災予防措置や自主警備の強化等についてお伝えするとともに、祇園祭等の大規模な伝統行事においては、消防警備計画を樹立していただくなど、万一の火災に備えた防火・防災対策の充実を図っています。

■ **文化財市民レスキュー体制**

文化財の関係者と地域住民の方々とが相互に協力して文化財を火災から守るため、文化財市民レスキュー体制を構築し、文化財の関係者と地域住民が話し合い、具体的な行動計画を定めています。現在、市内 238 箇所の文化財社寺等において構築されています。

■ **文化財の搬出に要する文化財セーフティカード等**

市内には、建造物はもとより、仏像等の美術工芸品についても、国宝や重要文化財に指定されたものが多数あります。文化財社寺において火災が発生したとき、文化的価値のある仏像等の状況を素早く把握し、搬出するため、仏像等の文化財区分、保管場所、構造、搬出人員などの情報を示した文化財セーフティカード等を作成し、文化財社寺関係者と消防隊等で情報を共有しています。

## 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

京都市内の貴重な文化財を地震による大火から守るために、大容量の耐震型防火水槽や市民が容易に利用できる市民用消火栓の整備などを柱とする「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」を平成 18 年度から東山区清水地域の産寧坂伝統的建造物群保存地区及びその周辺で展開しました。平成 23 年度末には 1,500 m<sup>3</sup>級耐震型防火水槽(2 基)、送水用動力ポンプ、配水管(2,060m)、市民用消火栓(43 基)、消防隊用消火栓(20 基)、延焼危険の高い文化財への延焼を防止する「文化財延焼防止放水システム」等の整備が完了し、運用を開始しました。

また、平成 22 年度には、文化財と地域を守る「東山区清水・弥栄防災水利ネットワーク」が結成され、年 1 回一斉放水訓練を実施し、有効に活用できる地域住民を育成するとともに地域の絆を強固にし、地域防災力の向上を目指しています。

### ■ 整備内容 (平成 18 年度～平成 22 年度)

1,500 m <sup>3</sup> 級耐震型防火水槽	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25mプール5個分に相当する水量を備えた全国最大規模の防火水槽</li> <li>・縦41m×横14m×深3.5m、2基設置</li> </ul>
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東山区下河原町高台寺公園地下</li> <li>・東山区清閑寺下山町清水寺子安塔西側地下</li> </ul>
送水用動力ポンプ	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ能力 最大6,000ℓ/分</li> <li>・配水管の水圧を一定に保つため、管内の減圧を感知し自動制御する機能を有する。自家発電設備があり、停電時でも連続6時間稼動が可能</li> </ul>
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東山区下河原町高台寺公園内</li> </ul>
ポリエチレン製配水管	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の配水管より優れた耐震性能を備え、近年発生した大地震で被害が極めて少ない実績を持つ。</li> <li>・2,060m敷設されている。</li> </ul>
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一年坂、二年坂、産寧坂、八坂通、松原通(清水坂)、高台寺南門通、下河原通など</li> </ul>
消火設備	市民用消火栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・43基設置</li> <li>・ホース(30m)の延長が容易で、放水操作を手元で簡単に行える。</li> </ul>
	消防隊用消火栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20基設置</li> <li>・地下式</li> </ul>
防災器材の配備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識及び防災能力の向上を図るため、ヘルメット、レスキューセット、テント等の防災器材を地域に配備</li> </ul>



杉材を使用し、景観に配慮した市民用消火栓



地域に配備した防災器材



景観に配慮した送水用動力ポンプ庫



公園の地下に整備した耐震型防火水槽

# 東山山麓文化遺産防災水利システムの概要



大容量の防火水槽から耐震性に優れた配水管を地域一帯に敷設し、誰もが使える市民用消火栓を多数配置することにより、地域住民の防災力を最大限にいかし、文化財とその周辺地域を火災から守る、全国でも類を見ない事業です。

## 文化財防火運動（7月、1月）

京都市消防局では、毎年7月（夏の文化財防火運動）と1月（文化財防火運動）の年2回、文化財防火に係る運動を展開しています。

### ■ 特定文化財対象物に対する査察の実施

世界文化遺産及び国指定の文化財建造物（国、重要文化財）を中心に特定文化財対象物に対する査察を実施しました。

### ■ 特定文化財対象物における消防訓練等の実施

火災等の災害に備えた取組として消防訓練、文化財市民レスキュー器材点検、美術工芸品の実態把握、文化財セーフティカード等を活用した搬出活動の再確認等を実施しました。

清水寺（本堂）合同消火訓練



消防隊による文化財搬出訓練



消防隊、消防団、自衛消防隊及び文化財市民レスキューによる放水訓練

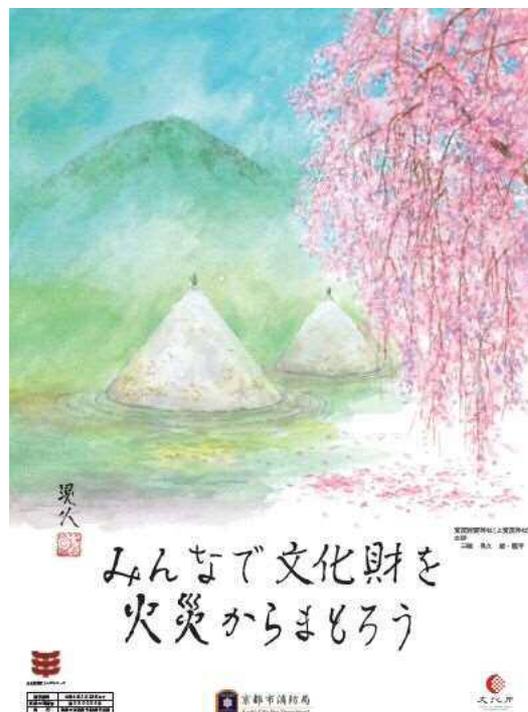
### ■ 文化財防火啓発ポスター及び文化財防火啓発用リーフレットの作成

市民の皆様をはじめ京都市を訪れる観光客等に対する防火・防災意識の高揚と、文化財社寺関係者に対しての啓発に伴い、作成をしました。

令和4年文化財防火啓発ポスター

賀茂別雷神社（上賀茂神社）立砂  
三輪 晃久 画・題字

立砂は細殿（拝殿）前にある円錐状の2つの砂山で、左に3本（陽）と右に2本（陰）の松葉が差されています。また、鬼門に撒く清めの砂の起源と言われています。



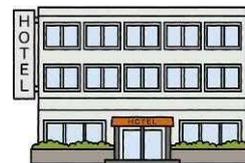
# 宿泊施設に対する防火指導



近年、日本を訪れる外国人が増え、京都市においても宿泊施設が増加しています。また、平成30年には住宅宿泊事業法が施行され、旅館業法に基づく許可を受けた宿泊施設に加え、一定の基準を満たせば、住宅においても宿泊事業を行うことができるようになりました。消防局では引き続き、市民の皆様や観光客の更なる安全の確保に取り組めます。

## ■ 消防法令適合通知制度

昭和40年代から50年代にかけて、磐梯熱海温泉磐光ホテル火災、川治プリンスホテル火災、ホテルニュージャパン火災など、宿泊施設における火災が相次いで発生しました。これらの火災は、消防用設備の維持管理上の不備や従業員の防火意識の低さなどから、初期消火や119番通報が遅れるなど、ハードとソフトの両面に問題があり、多くの犠牲者を出す大惨事となりました。



これらの事案を教訓に、昭和56年には国において関係省庁が協議し「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」が取りまとめられ、旅館業法に基づく営業の許可手続の際、当該施設が消防法令に適合していることを確認した書類（消防法令適合通知書）の提出が必要とされました。この制度により、宿泊施設が営業を開始する前に、消防機関が防火の安全性を確認する取組が全国的に開始され、現在も継続しています。

## ■ 防火基準適合表示制度

平成24年5月に発生した福山市のホテル火災を契機に総務省消防庁に設置された「予防行政の在り方に関する検討会（ホテル火災対策検討部会）」において、消防法及び建築構造や防火区画、避難施設などの建築基準法上の防火の規定等が審査されました。この中で、消防機関が以前交付していた旧「適マーク制度（※）」が再評価され、防火の基準に適合していると認められた優良な宿泊施設に対し、マークを交付する「防火基準適合表示制度」が全国的にスタートしました。



（銀の表示マーク）（金の表示マーク）

京都市では、平成26年度から旅館・ホテル等の関係者の申請に基づいて消防機関が審査を実施し、消防法令及び防火上重要な建築構造等について基準に適合していると認められた建物に対し「表示マーク」を交付する制度が発足しました。現在、京都市消防局のホームページでは、宿泊者に対する安全情報として、表示マークを交付した宿泊施設を公開しています。

### 表示マーク交付対象物数

金マーク	125
銀マーク	54

（令和4年4月1日現在）

平成29年度には、初回交付から3年間継続して優良と認められた施設に対し、初めて金の表示マークを交付しました。

### ※ 旧「適マーク」による表示制度

昭和56年、宿泊施設関係者の防火に対する意識の向上及び防火管理業務の適正化を促すとともに、安全な宿泊施設であるという情報を広く市民に公開するため、全国的に「適マーク制度」が開始されました。

利用者への安全情報の提供を目的としたこの制度は、現在の防火基準適合表示制度のベースとなるもので、当時から消防法のみならず建築基準法上の防火に関する重要な事項（建築構造、避難施設等）についても審査しており、宿泊施設内に適マークを掲示することにより、安全性をアピールしていました。

平成14年の消防法改正により、「防火対象物定期点検報告制度」が創設されたことから、この表示制度は発展的に解消されました。

## ■ 消防検査済表示制度

小規模な宿泊施設において検査を実施し、消防法令が守られているなど、一定の条件をクリアされていることを確認できた場合、申請に基づいて「消防検査済ラベル」を交付しています。

このラベルを入口等の屋外の見えやすい位置に掲示してもらうことで、適切に防火対策を行う宿泊施設であることを、宿泊者及び地域住民に対して、広く情報提供しています。

### ○ 運用開始

平成 30 年 6 月 15 日

### ○ 対象施設

「民泊」等の小規模な宿泊施設（収容人員 30 人未満）

### ○ ラベルの交付条件

- ・ 消防法令に適合していること。
- ・ 出火防止及び初期消火方法等について、外国語併記で記載した書面等を備え付け、宿泊者に対して説明を行うこと。
- ・ 消火器を設置していること。

### ○ 消防検査済ラベル

#### ・ 銀色ラベル

交付条件を全て満たしていること。

#### ・ 金色ラベル ※上位のラベル

銀色ラベルを 3 年間継続して掲示し、かつ、

事業者等がラベルを継続して掲示している期間の 3 年ごとに「京の宿泊所防火研修」を受講していること。



<銀色ラベル>



<金色ラベル>



(サイズ: 縦 17cm×横 12cm)

## ■ 京の宿泊所防火研修

「民泊」等の小規模な宿泊施設の関係者に、施設の安全管理に必要な、防火等に関する知識や技術を身に付けてもらう防火研修を行っています。

### ○ 受講状況

- ・ 平成 30 年度からの 4 年間で計 513 名が受講  
(令和 3 年度は、計 44 名が受講 (全 4 回))

### ○ 受講対象者

小規模な宿泊施設の事業者等 (予定者を含む。)

### ○ 研修内容

講義及び実技訓練等 (計 3.5 時間)

### ○ 実施場所

京都市市民防災センター

### ○ その他

参加費は無料、受講修了者に修了証及び修了カードを発行

研修科目	所要時間
オリエンテーション	10 分
講義(施設の適正な運営)保福	30 分
休憩	10 分
講義(出火防止, 地域連携など)	80 分
休憩・移動	10 分
実技(消火訓練)	20 分
実技(避難誘導訓練)	20 分
実技(警報設備取扱訓練)	20 分
修了証発行	10 分

計 3.5 時間

## ■ 民泊対策

京都市消防局では近年増加する、いわゆる「民泊」に対し、防火安全対策の確保を図るための取組を実施しています。

### ● 消防法令上の基準や届出等に関する情報発信の充実及び相談体制の強化

「民泊」には、空き家や共同住宅の空き室等を活用することが多く、こうした場合、大きな改装を行うことがないため、建築士や消防設備士等の専門家による関係法令のチェックがなされないことがあります。このため、法令に定める手続きや基準を遵守していないものも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、市民や事業者の方に、宿泊施設に関する情報をより分かりやすくお知らせするよう、ホームページ等における情報の発信に努めています。

### ● 「民泊」対策プロジェクトチームにおける関係局との連携及び消防法令の順守に向けた指導

無許可で営業している「民泊」施設は、安全管理の面から問題がある場合があります。また、具体的なトラブルがなくても、周辺住民が施設に対して不快感・不安感を抱くケースが多く認められます。

そのため、京都市では、平成 27 年 12 月 1 日に文化市民局、産業観光局、保健福祉局、都市計画局及び消防局からなる「民泊」対策プロジェクトチームを設置し、様々なルールの策定に向け取り組みました。平成 29 年 6 月 16 日に住宅宿泊事業法が公布された後にも、更に検討を重ね、これらの検討内容を踏まえたうえで、市民からも意見を募集し、京都市独自のルール（「民泊」関係条例）が制定、公布されました。

### ● 「民泊」に対する防火対策の強化

京都市では、住宅宿泊事業を行う事業者には、宿泊者に対し、消火器の使用方法や避難経路、こんろの使用方法などを、図や書面を使って説明するように義務付けています。

このため、消防法令による規制のほか、喫煙の方法やこんろの使用方法といった出火防止対策や、119 番通報の要領、消火器の使用法等を掲載したリーフレットを作成しました。特に、外国人宿泊者にとっては、慣れない日本での対応が必要となることから、4 箇国語で作成し、消防局ホームページからもダウンロードできるようにしています。

また、外国人観光客が、火災が発生した場合に適切に初期対応ができるよう、外国人宿泊者向けの紹介動画を製作し、消防局ホームページに掲載しています。

4 箇国語リーフレット



外国人宿泊者向け動画

「宿泊中に火事！あなたのとるべき行動は？」



## ■ 火災通報装置の設置指導

消防法令上、火災通報装置が義務とならない宿泊施設に同装置が設置され、消防検査の結果法令基準に適合した場合は、「火災通報装置設置済ラベル」と同装置の取扱方法を記載した「火災通報装置取扱シート（4 箇国語）」を交付しています。

火災通報装置とは

ボタンの押下又は自動火災報知設備との連動により自動的に、消防機関に、施設名称、所在地等を音声情報で通報する装置です。

### ○ 運用開始

令和 2 年 6 月 1 日

### ○ 対象施設

火災通報装置が消防法令上義務とならない宿泊施設

### ○ 火災通報装置設置済ラベル

火災通報装置が設置された宿泊施設は、下のラベルを玄関等の見えやすいところに掲出することで、宿泊客や地域住民に、いざという時の通報対策が充実している施設であることをアピールできます。



火災通報装置設置済ラベル



# 鑑識の器材及び状況

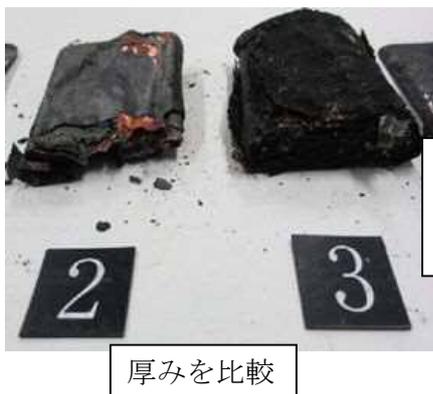
## 火災鑑識

### ■ 火災の鑑識等

出火原因の究明に必要なデータを得るため、火災現場から収去した物件の鑑識を行っています。鑑識物件には電気製品、ストーブなどの燃焼機器、自動車の配線などがあり、これらをX線透過装置やデジタルマイクロスコープなど各種分析・鑑識機器を使って、出火原因の究明につながる鑑識を行っています。

### ● 特徴的な鑑識内容

モバイルバッテリーから出火した事案について、分解し内部のセルの状態を確認。セルの厚みを計測したのち、セルを展開し、焼けの状態から、発火したセルを特定。



最終両者を展開し、焼けの状態を比較



## 予防情報の提供

### ■ 火災調査に関する資料収集と火災調査や予防情報の提供

消防の科学技術に関する最新の情報を収集するとともに、これをタイムリーに提供して火災予防、市民指導及び火災調査業務に役立てています。

また、燃焼実験など当局で作成した火災予防動画を消防局ホームページに掲載して市民に広報しています。



## 鑑識機材

### ■ 京都市消防局所有の主な鑑識機材

デジタルマイクロスコープ	20～200 倍まで拡大して撮影することが可能である。
超音波洗浄器	超音波で付着した汚れを取り除くことができる。
定温乾燥器	自然発火の再現実験等に使用する。
データロガー	複数箇所の温度変化と時間経過を記録するもの。
ガスクロマトグラフ質量分析装置	焼き残存物や水溶液に含まれる油分の分析に使用する。
フーリエ変換赤外分光光度計	固体、液体の成分同定に使用する。
熱重量示差熱分析装置	加熱による試料の重量変化等から燃焼性状等を確認する。



デジタルマイクロスコープ



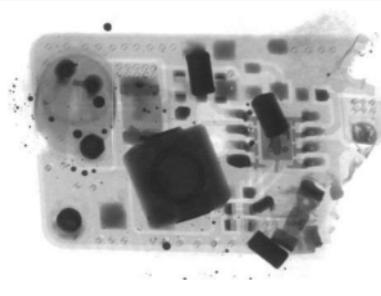
ガスクロマトグラフ質量分析装置

### ■ 機動鑑識車と積載機材（総務省消防庁無償貸付）

エックス線透過装置	表面部材を破壊することなく内部部品の状態を把握する。
デジタルマイクロスコープ	5～200 倍まで拡大して撮影することができる。
赤外線サーモカメラ	物体温度を遠隔で測定する。
データロガー	複数箇所の温度変化と時間経過を記録する。
超音波厚さ計	配管等の厚さを測定することができる。
硬さ計	金属部材等の硬度を測定することができる。
超音波カッター	超音波でカッターを振動させ切断する。
レーザー距離計	直線距離を遠隔測定することができる。
静電電位測定器	帯電電位を非接触で測定することができる。



機動鑑識車



X線透過装置により撮影した物品